

流山市介護保険事務に関する作業業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年10月

流山市健康福祉部介護支援課

流山市介護保険事務に関する作業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

I 公 募

1 趣 旨

流山市では、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく作業業務について、民間の力を活用し、業務の効率化を図ることを目的とした業務委託を実施しており、受託事業者の選定については、適切な知識と技能を持ち業務を遂行できる事業者を選定するため、平成25年度より公募型プロポーザル方式により行ってきたところです。

令和7年度からの業務委託を実施するにあたり、委託事業者の公募を行います。

2 内 容

（1）委託業務の名称

流山市介護保険事務に関する作業業務委託

（2）委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までは準備期間とします。

（3）委託金額

3年総額で106,812千円（税抜）以内とします。

（4）業務内容

別紙仕様書のとおり

II 応 募

1 資 格

公募型プロポーザルに参加できる者は、本募集要項公表の日から参加申込書提出日までの間において、次の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 法人格を有する法人であること。
- (2) 要介護認定について介護保険法に基づいた適切な理解を有するとともに、公平・公正な介護保険事業の実現のため、事務作業を確実に遂行できる能力を備えており、過去5年以内に介護保険事務に関する作業業務委託又は類似する業務委託について、年間10,000千円（税込）以上の契約実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者ではないこと。または、本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出していないこと。
- (5) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準じる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 流山市長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない、または、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がさ

れていないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請していない、または、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしていない、または、同法に基づく裁判所からの破産手続開始決定がなされていないこと。
- (10) 直近1年間に法人税、消費税及び地方消費税、流山市税の滞納がないこと。

2 参加表明

本件に参加する意思がある場合には、以下のとおり書類を提出していただきます。

提出書類については、A4縦長ファイルに綴じたものを1部作成し、事務局に持参してください。また、ファイルの表紙に業務委託名と法人名、背表紙に法人名を記載し、各様式及び関係書類ごとにインデックスをつけてください。

なお、提出いただいた②法人概要（様式1-2）及び③類似業務の実績（様式1-3）については、事業者選定委員会でのプレゼンテーションにおいても使用するため、その点を考慮して、資料の作成を行ってください。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書（様式1-1）
- ② 法人概要（様式1-2）
- ③ 類似業務の実績（様式1-3）
- ④ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（一般的なもの）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（履歴全部事項証明書）※
- ⑥ 印鑑証明書※
- ⑦ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「納税証明書その3の3」※
- ⑧ 直近1年間の流山市税の納税証明書※
（市内に事務所がない等により、納税額がない場合にはその

旨を記載した申立書)

- ⑨ 参加表明関係書類を提出した日の属する事業年度の前年度及び前々年度における財務諸表(※キャッシュフロー計算書は必須とします)

※ ⑤～⑧は、提出日の3か月以内に発行したもの。

(2) 提出方法

応募書類は、下記により持参してください(郵送不可)。

(3) 提出期間

令和6年11月11日(月)午前9時から

令和6年11月29日(金)午後5時まで

(4) 提出先

「Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先」のとおり

3 質疑回答

この募集要項及び仕様書の内容等に不明な点がある場合には、以下のとおり質問を行ってください。

(1) 提出書類

質問票(様式1-4)に質問内容を記入のうえ、事務局へ提出してください。質問は1回限りとし、電話や口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出方法

質問書は、下記により持参、郵便、電子メールまたはFAXにて提出してください。

持参以外の方法により質問を行う場合は、必ず事務局に電話連絡のうえ到達を確認してください。

(3) 提出期間

令和6年10月17日(木)午前9時から

令和6年10月25日(金)午後5時まで

(郵送の場合は、令和6年10月25日(金)午後5時必着)

(4) 提出先

「Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先」のとおり

(5) 回答

令和6年11月1日(金)に市ホームページに掲載します。

電話及び窓口での個別対応は行いません。

4 提案書類の提出

2 の参加表明と併せて以下の提案書類を提出してください。

提出書類については、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 7 部作成し、事務局に持参してください。また、ファイルの表紙に業務委託名と法人名、背表紙に法人名を記載し、各様式及び関係書類ごとにインデックスをつけてください。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 (様式 2)
- ② 職員配置 (様式 3)
- ③ 業務の実施体制 (様式 4)
- ④ 業務の実施方針 (様式 5)
- ⑤ 業務に対する提案 (様式 6)
- ⑥ 見積書及び内訳書 (任意様式)

見積書は委託料の総額(税抜き)を、内訳書には各年の委託料の明細を記載してください。

(2) 提出方法

応募書類は、下記により持参してください (郵送不可)。

(3) 提出期間

令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午前 9 時から

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 (金) 午後 5 時まで

(4) 提出先

「Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先」のとおり

5 参加認定

提出書類に基づき参加資格を審査した結果、参加が認められた応募者に対しては、参加認定及びプレゼンテーション日時等の通知を行います。参加が認められなかった応募者に対しては、その旨の通知を行います。

6 留意事項

(1) 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募事

業者の負担とします。

なお、不測の事態又は流山市の事情により、本要項に基づく事業者の選定が延期又は中止となった場合においても同様の取り扱いとします。

- (2) 応募事業者は、1つの提案のみ行うことができます。
- (3) 提出書類の内容を変更することはできません。
- (4) 提出書類の返却は行いません。
- (5) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、必要に応じて複写を行います。
- (6) 提案書類は、選定委員会等において、選定の検討にあたり必要と認める範囲に限り使用します。
- (7) 提出書類は、情報公開の請求により流山市情報公開条例（平成13年条例第32号）に基づき開示することがあります。
- (8) 提出書類に不備がある場合には、速やかに事務局まで連絡のうえ、差し替えなどの対応を行ってください。

7 失 格 等

以下の事項に該当する場合は、応募を無効又は失格とすることがあります。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容の記載が判明したとき。
- (4) その他、本要項に違反すると認められるとき。

Ⅲ 選考・契約

1 事業者選定委員会

企画提案書を提出した事業者には、事業者選定委員会において以下のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。

- (1) 開催日時

令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）予定

開催時間及び場所については、参加認定と併せて通知します。

（２）プレゼンテーションの流れ

ア 企画提案書に基づく説明 … 20 分以内

イ 質疑応答 … 10 分程度

（３）留意事項

ア プレゼンテーションの参加人数は 4 名以内とします。

イ プロジェクター（HDMI、D-Sub 接続）、ケーブル、スクリーン及び電源タップは事務局にて用意します。パソコンやポインター等は、各提案者で準備してください。

ウ （２）アの説明時間が 20 分を超えた時点で説明を終了していただきます。

（４）選定基準及び配点

「介護保険事務に関する作業業務委託公募型プロポーザル選定基準」のとおり

2 優先交渉権者の決定

プレゼンテーションの結果、最優秀とされた提案者を優先交渉権者に決定し、通知を行います。

なお、次点となった提案者についても、次点優先交渉権者として通知を行います。

3 契 約

優先交渉権者と詳細協議を行い、契約を行います。

なお、協議が整わなかった場合や優先交渉権者が辞退した場合、次点優先交渉権者と協議の上契約することがあります。

4 審査結果の公表

（１）審査結果については、市のホームページにて公表します。

（２）審査結果について異議を申し立てることはできません。

（３）審査結果、審査内容に関する問い合わせには一切お答えできません。

IV 辞 退

参加表明後に辞退を希望する場合には、プレゼンテーション開催前日まで辞退届（様式 7）を持参してください。

V スケジュール

本件プロポーザルは、次の日程（予定）で行います。

募集要項の公表 (市ホームページ掲載)	令和6年10月中旬
質問の受付	募集要項の公表～ 令和6年10月25日(金)
質問の回答 (市ホームページ掲載)	令和6年11月1日(金)
参加表明書及び 企画提案書等の受付	令和6年11月11日(月) ～11月29日(金)
参加認定／不認定通知	令和6年12月6日(金)
事業者選定委員会 (プレゼンテーション)	<u>令和6年12月25日(水)</u>
受託者決定・通知	令和6年12月下旬
詳細協議	令和7年1月上旬～1月中旬
契 約	令和7年1月中旬～1月下旬
準 備	令和7年2月～3月
業務開始	令和7年4月1日(火)～

VI 事務手続きの流れ

応募から委託業務開始までは以下の流れで進めます。

1 参加表明及び提案書の提出

参加表明書、企画提案書及び関係書類を提出していただきます。



2 参加認定／不認定の通知

応募者の資格要件及び書類の不備等を確認し、参加認定者にはプレゼンテーション日程等を併せて通知します。



3 事業者選定委員会の開催

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施いただきます。



4 優先交渉権者及び次点優先交渉権者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

なお、応募者が1社のみ場合、評価点が満点の60%以上かつ見積金額が委託料の限度額以下の提案であれば優先交渉権者として決定します。



5 詳細協議及び契約

優先交渉権者と詳細協議を実施し、契約を行います。

協議が整わなかった場合や優先交渉権者が辞退した場合には、次点優先交渉権者と協議及び契約を行うことがあります。



6 業務開始に向けた準備

契約日の翌日から3月31日までは準備期間とします。

令和7年4月1日から業務が円滑に行われるように、必要な準備を行っていただきます。



7 委託業務開始

Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先

(所在地) 〒270-0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市役所第 2 庁舎 1 階 介護支援課

(電 話) 04-7150-6531 ※課直通

(F A X) 04-7159-5055

(E-Mail) kaigo@city.nagareyama.chiba.jp